

# にぎたつ苑（介護予防）短期療養介護

## 重 要 事 項 説 明 書

### 1. 事業の目的と運営方針

#### 【目的】

当施設は、看護・介護・機能訓練などの介護サービスを提供します。利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援することを目的とした施設です。家庭復帰の際には、居住環境の調整、介護指導や各事業所の連携の支援も行なっています。

#### 【運営方針】

当施設は、介護サービス提供をするにあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者が安心した生活を送れるような介護を目指します。

### 2. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

施設名	済生会松山老人保健施設にぎたつ苑
開設年月日	平成4年5月
所在地	松山市山西町880番地2
電話番号	089-951-6600
FAX番号	089-951-1086
介護保険事業所番号	3857780138
管理者名	施設長 山本 昌也

#### (2) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
医 師	1	1	利用者の診療、薬剤処方、健康管理、保健衛生指導、他施設・医療機関との連携。入退所の決定。
看護職員	7	3	医師の指示に基づく利用者の看護、診療の介助、健康維持管理等。利用者の日常生活に対する保健衛生指導。ケアプランの検討と実施。
薬剤師		1	医師の指示による薬剤の処方
介護職員	31	2	利用者の日常生活の介護、支援。ケアプランの検討と実施
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		3 8 1	利用者の生活機能訓練。 ケアプランの検討と実施。リハビリ計画書の作成。 経口摂取・維持の取組み。

管理栄養士 栄養士	1	1	医師の指示による利用者の栄養摂取量の調整及び栄養指導。給食献立表の作成及び調理実務指導。給食材料の食品栄養分析。給食材料の発注、受入管理、請求伝票の仕訳。経口摂取・維持の取組み。
支援相談員	1 2 (兼務)		入退所の相談、検討会の開催。入所時の調査。地域連携の受け付け。家族の生活相談。苦情受付。ケアプランの検討。
介護支援専門員	2 (兼務)		行政手続き。退所時指導及び居宅介護支援事業所との連携。ケアプランの立案、実施状況の把握。担当者会議の開催。
事務職員	7		会計並びに請求、精算事務。物品、消耗品の購入並びに受払管理。文書の收受、発送。窓口業務、電話対応。庶務、経理。

(3) 入所定員 定員 80名 (短期入所含む)

(4) 療養室 個室 10 室  
2人部屋 3 室  
4人部屋 16 室

### 3. サービス内容

- (1) 個別サービス計画の立案 (ケアプラン)
- (2) 日常生活における健康維持・管理 (服薬など)
- (3) 日常生活における介護
  - ① 食事 (身体機能、病状別に提供)
  - ② 入浴 (身体機能別の入浴・プライバシーの保護の為の個人浴を提供 週2回以上)
  - ③ 排泄 (個別に対応)
  - ④ 環境整備
- (4) 教養娯楽 (各教室、催し物)
- (5) 生活機能訓練 (リハビリ、集団レクリエーション、認知症リハビリテーション)
- (6) 安全管理体制 (事故防止対策)
- (7) 感染防止対策 (食中毒、インフルエンザ等)
- (8) 身体拘束廃止の取組み
- (9) 褥瘡の対策
- (10) 衛生管理
- (11) 相談苦情の対応
- (12) 居宅介護支援事業所等との連携
- (13) 他施設、医療機関との連携

(14) 理美容サービス

(15) 歯科往診

\* これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、1階の事務室にご相談ください。

#### 4. 料金・支払い

(1) 基本料金（介護保険料負担金）・加算料金

(2) 滞在費（光熱水費・室料）

(3) 食費（食材料費・調理費）

(4) その他

別途資料の利用料金表をご覧ください。

(5) 支払い方法

お支払い方法は、原則的に金融機関の自動引き落としとなります。

#### 5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

(1) 協力医療機関

名 称 濟生会松山病院

住 所 松山市山西町880番地2

(2) 歯科医療機関

名 称 ひぐち歯科

住 所 松山市古三津1丁目24-1

#### 6. 留意事項

(1) 面会 午前7時30分～午後8時となっています。

(2) 外出 外出届けが必要です。

(3) 飲酒 施設長の許可が必要です。

(4) 喫煙 施設内は全館禁煙となっています。

(5) 火気の取扱い 火気の持ち込みは禁止となっています。

(6) 設備・備品 故意に器物及び設備を破損したり、許可なくして苑外に持ち出したりしないで下さい。

(7) 所持品の持ち込み 療養生活に最低限必要な物をご準備下さい。なお、所持品はすべて記名して下さい。

(8) 金銭・貴重品の管理 持ち込みは自粛して下さい。紛失に際しては、当苑は一切責任を負いません。但し、やむを得ない場合は預り金管理規定の取り扱いに基き管理し保管庫にてお預かりさせていただきます。

(9) 医療機関の受診 苑入所中の医療機関での受診は苑長の許可が必要です。外出時も同様ですが、緊急を要する場合は、受診後、速やかに当苑までご連絡下さい。

(10) ペットの持ち込み 施設内は禁止です。

## 7. 確認事項

当苑に入所するにあたり、介護保険被保険者証・介護保険負担割合証  
介護保険負担限度額認定証・医療保険証の確認・複写をさせていただきます。

## 8. 非常災害対策

- (1) 防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓等
- (2) 防災訓練      年2回

## 9. 禁止事項

当施設では、安心して療養生活を送っていただくために、利用者に対しての「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 10. 第三者評価の有無

提供するサービスの第三者評価の実施は無し。

R5.10.1